

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の作成について

産業廃棄物を排出する事業者（中間処理業者を含む。）は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前1年間（報告を行う年の前年4月1日から報告を行う年の3月31日まで）において交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等の状況を、事業場所在地を管轄する各都道府県知事又は保健所設置市長に報告する必要があります。

報告書の作成にあたり、以下の要領を参考にしてください。

（１） 作成要領

報告書は様式第三号を使用して作成してください。又、各項目の記載にあたっては以下の点に注意してください。

ア 業種

- ・日本標準産業分類（別添１）における事業区分（中分類）に準拠

イ 産業廃棄物の種類

- ・産業廃棄物の種類一覧（別添２）を参照
- ・やむを得ず複数の種類が混在している場合は、混合廃棄物として取り扱うことも可
例）建設混合廃棄物、廃電気機械器具

ウ 排出量

- ・単位には「トン」を用いて記載すること
- ・マニフェストを重量でなく体積で管理している場合には、換算表（別添３）を参考に重量に換算して記載すること

エ 石綿含有産業廃棄物

- ・石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、産業廃棄物の種類にその旨を記載すること

- * 報告書は、事業場毎に作成してください。
- * 建設現場等、所在地が一定しない事業場が複数ある場合は、一つにまとめて作成してください。
- * 電子マニフェストを利用しているものについては、報告の必要はありません。（電子マニフェストを運営している情報処理センターが集計して報告を行います。）
- * 電子マニフェストの詳細については、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（<http://www.jwnet.or.jp>）へお問い合わせください。

（２） 提出先

報告書に関するお問い合わせ及び提出については、下記の連絡先に行ってください。

〒631-0801

奈良市左京五丁目 2 番地

奈良市廃棄物対策課

T E L 0742-71-2226

(別添１) 日本標準産業大・中分類一覧 (平成１９年１１月改訂版)

大分類	中分類
A 農業、林業	0 1 農業 0 2 林業
B 漁業	0 3 漁業 0 4 水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0 5 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	0 6 総合工事業 0 7 職別工事業 (設備工事業を除く) 0 8 設備工事業
E 製造業	0 9 食料品製造業 1 0 飲料・たばこ・飼料製造業 1 1 繊維工業 1 2 木材・木製品製造業 (家具を除く) 1 3 家具・装備品製造業 1 4 パルプ・紙・紙加工品製造業 1 5 印刷・同関連業 1 6 化学工業 1 7 石油製品・石炭製品製造業 1 8 プラスチック製品製造業 (別掲を除く) 1 9 ゴム製品製造業 2 0 なめし革・同製品・毛皮製造業 2 1 窯業・土石製品製造業 2 2 鉄鋼業 2 3 非鉄金属製造業 2 4 金属製品製造業 2 5 はん用機械器具製造業 2 6 生産用機械器具製造業 2 7 業務用機械器具製造業 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業 2 9 電気機械器具製造業 3 0 情報通信機械器具製造業 3 1 輸送用機械器具製造業 3 2 その他の製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3 3 電気業 3 4 ガス業 3 5 熱供給業 3 6 水道業

G 情報通信業	3 7 通信業 3 8 放送業 3 9 情報サービス業 4 0 インターネット付随サービス業 4 1 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	4 2 鉄道業 4 3 道路旅客運送業 4 4 道路貨物運送業 4 5 水運業 4 6 航空運輸業 4 7 倉庫業 4 8 運輸に附帯するサービス 4 9 業郵便業（ 信書便事業を含む）
I 卸売・小売業	5 0 各種商品卸売業 5 1 繊維・衣服等卸売業 5 2 飲食料品卸売業 5 3 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 5 4 機械器具卸売業 5 5 その他の卸売業 5 6 各種商品小売業 5 7 織物・衣服・身の回り品小売業 5 8 飲食料品小売業 5 9 機械器具小売業 6 0 その他の小売業無 6 1 店舗小売業
J 金融業・保険業	6 2 銀行業 6 3 協同組織金融業 6 4 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 6 5 金融商品取引業、商品先物取引業 6 6 補助的金融業等 6 7 保険業（ 保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K 不動産業、物品賃貸業	6 8 不動産取引業 6 9 不動産賃貸業・管理業 7 0 物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	7 1 学術・開発研究機関 7 2 専門サービス業（他に分類されないもの） 7 3 広告業 7 4 技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業、飲食サービス業	7 5 宿泊業

	7 6 飲食店 7 7 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	7 8 選択・利用・美容・浴場業 7 9 その他の生活関連サービス業 8 0 娯楽業
O 教育、学習支援業	8 1 学校教育 8 2 その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	8 3 医療業 8 4 保健衛生 8 5 社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	8 6 郵便局 8 7 協同組合（他に分類されないもの）
R サービス業（他に分類されないもの）	8 8 廃棄物処理業 8 9 自動車整備業 9 0 機械等修理業（別掲を除く） 9 1 職業紹介・労働者派遣業 9 2 その他の事業サービス業 9 3 政治・経済・文化団体 9 4 宗教 9 5 その他のサービス業 9 6 外国公務
S 公務（他に分類されるものを除く）	9 7 国家公務 9 8 地方公務
T 分類不能の産業	9 9 分類不能の産業

【注】公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱う。

(別添 2)

産業廃棄物の種類一覧

	産業廃棄物の種類
1	燃え殻
2	汚泥
3	廃油
4	廃酸
5	廃アルカリ
6	廃プラスチック類
7	紙くず
8	木くず
9	繊維くず
1 0	動植物性残さ
1 1	動物系固形不要物
1 2	ゴムくず
1 3	金属くず
1 4	ガラスくず等
1 5	鋳さい
1 6	がれき類
1 7	動物のふん尿
1 8	動物の死体
1 9	ばいじん
2 0	1 3 号廃棄物
2 1	輸入された廃棄物
2 2	航行廃棄物
2 3	携帯廃棄物
2 4	特管廃油
2 5	特管廃酸
2 6	特管廃アルカリ
2 7	感染性産業廃棄物
2 8	廃 P C B 等
2 9	P C B 汚染物
3 0	P C B 処理物
3 1	廃石綿等
3 2	有害産業廃棄物
3 3	指定有害廃棄物

(別添 3)

産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

	産業廃棄物の種類	換算係数
1	燃え殻	1. 1 4
2	汚泥	1. 1 0
3	廃油	0. 9 0
4	廃酸	1. 2 5
5	廃アルカリ	1. 1 3
6	廃プラスチック類	0. 3 5
7	紙くず	0. 3 0
8	木くず	0. 5 5
9	繊維くず	0. 1 2
1 0	動植物性残さ	1. 0 0
1 1	動物系固形不要物	1. 0 0
1 2	ゴムくず	0. 5 2
1 3	金属くず	1. 1 3
1 4	ガラスくず等	1. 0 0
1 5	鋳さい	1. 9 3
1 6	がれき類	1. 4 8
1 7	動物のふん尿	1. 0 0
1 8	動物の死体	1. 0 0
1 9	ばいじん	1. 2 6
2 0	1 3 号廃棄物	1. 0 0
2 1	建設混合廃棄物	0. 2 6
2 2	廃電気機械器具	1. 0 0
2 3	感染性産業廃棄物	0. 3 0
2 4	廃石綿等	0. 3 0

【註 1】 上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/立米。）

【註 2】 この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

【註 3】 特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1-19 に該当する品目の換算係数に準拠。

【註 4】 「2 t 車 1 台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成22年度）

（あて先） 奈良市長

平成23年 6月15日

報告者

住 所 奈良市登大路町〇〇

氏 名 株式会社奈良建設 代表取締役 奈良太郎

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号 0742-34-XXXX

市内にて事業場が複数になる場合は「奈良市一円」と記入
していただいて結構です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成22年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		株式会社奈良建設 奈良営業所				業種 D 建設業	総合工事業		
事業場の所在地		奈良市二条大路南△△△ 電話番号 0742-34-□□□□							
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の の許可番号	処分受託者の氏 名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック	1 t	1枚	10200111111	株式会社 △△運送	奈良市〇町1番地	10220333333	〇〇環境保全 有限会社	同左
2	がれき類	15 t	4枚	10210222222	有限会社 ××産業	奈良市×町2番地			
3				10200444444	株式会社 □□物流	橿原市△町3番地	2930444444	××開発 株式会社	同左
4									

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬先又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格 A列4番）

積替え保管を行った場合は二
段書きです。